

議題 1：文化・風土の記述に関する指摘事項（P-7）

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
46	44	建コン7	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	<p>2. 協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系 P7 後半下部で 地質・地盤に関わるトラブルを関係者の“協力関係”の中で解決してきた風土がある。(略) 協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし</p> <p>P7 後半下部 文----- 国外では“地質・地盤リスク”は、施工において提示された地質の条件と実態の乖離についての契約上の係争のような“対立関係”として取り扱われることが多い。しかし、我が国は地震や風水害などの自然条件、地質・地盤条件も諸外国より厳しいこともあり、地質・地盤に関わるトラブルを関係者の“協力関係”の中で解決してきた風土がある。そこで本ガイドライン(案)では、ISO を参考としながら、協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし、リスクマネジメントを行う事業者、およびこれに参画する関係者、それぞれが担うべき役割・機能や連携のありかたについて示している。</p> <p>協力関係、協調関係と書かれた体系では実用性に疑問を生じる。</p>	<p>協力関係、協調関係と書かれると「請け負け」関係の中で、生じた関係の様に感じる。独占禁止法での優越的地位の濫用あたる行為も含まれていると感じる。</p>	A ↓ D	<p>契約の範囲内での連携を期待するものと考えております。</p>	<p>議題 1：風土・文化などの記述</p>
47	45	建コン71	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	<p>下から9行目以降 「国外では、……そこで本ガイドライン(案)は、……協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土に沿った体系とし……あり方について示している」は、これからの国際化を視野に入れたときに相応しくない。</p>	<p>今後は、国際入札が特定業務において実施される趨勢にあり、また、国際の技術者が海外進出する場合も考慮すれば、あえてこの文章を入れる意味ないは薄い。国内土木事業のガラパゴス化を助長しかねない。</p>	A ↓ D	<p>このままとします。</p>	<p>議題 1：風土・文化などの記述</p>
48	46	日建連18	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	<p>下から2～9行目に、“対立関係”と“協力関係”という表現がありますが、是非強調していただきたい。</p>	<p>”協力関係”が、ややもすると請負者の村度による”非協力関係”になっている事例も多いため</p>	A ↓ D	<p>このままとします。</p>	<p>議題 1：風土・文化などの記述</p>
49	47	全地連9	004-本文	1. 本ガイドライン(案)の目的	<p>「協調関係を重視する我が国の土木事業の文化・風土」</p>	<p>本当にそのような「文化・風土」なのか？誤解を与える表現ではないか</p>	A ↓ D	<p>このままとします。</p>	<p>議題 1：風土・文化などの記述</p>

修正方針の区分
 A：修正内容について検討・議論が必要なもの
 B：修正が必要なものかどうか確認するもの
 C：意見通り修正するもの
 D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）
 E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）
 F：参考資料に記述するもの

議題 2：要求性能（推定性能）の表現方法に関する指摘事項（P-11 等）

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
71	国総研 構造・基礎研 2	004・本文	3.用語の 定義	【補足】	「地質・地盤の要求性能」「地質・地盤の推定性能」とあるが、要求性能とは、ある構造物に対して設計で想定する作用と抵抗側の状態との組み合わせで定義されるものであり、地質・地盤に対して要求性能あるいは性能という用語を用いるのは適切ではありません。	国では国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、学では地盤工学会「性能設計概念に基づいた基礎構造物等に関する設計原則」で左記のような定義が示されており、具体的構造物基準である道路橋示方書等でも同様である。これらと異なる定義・用語の使い方をするのは混乱を招くと考えられる。	A ↓ D	ご指摘の「要求性能」とは、国土交通省等が「構造物」の要求性能として定義したものであり、構造物の中には基礎も含むかとは思いますが、「地質・地盤」に特化して定義したものではないと解釈しております。ここでは「構造物の要求性能」を満たすために必要な「地質・地盤の」性能としてフォーカスしたものとして示しており、「地質・地盤の要求性能」と常に明示していることから、混乱は生じないと考えます。	議題 2： 要求性能 の表現方法
349	国総研河川・大規模研 9	004・本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査 解説(2)調査の流れ	④にある「推定性能」→「不確実性を考慮した地質・地盤の推定性能」とした方がよいのではないのでしょうか？	要求性能との比較においても、③と同様、推定性能自体に不確実性が含まれることを考慮すべきことが重要であり、そのことを明記しておくため。	A ↓ D		議題 2： 要求性能 の表現方法
278	日建連 27	004・本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1 地質・地盤条件等の調査 (6)地質・地盤の要求性能の整理	「地質・地盤に求める性能（要求性能）」、「土木事業において一般的に必要な地質・地盤の性能（要求性能）」の要求性能という言葉の使い方に補足説明が望ましいと思われます。	地質・地盤は自然物のため地質・地盤自体の”保有性能”をコントロールできません。ここでいう要求性能とは、構造物構築に際して期待する地質・地盤の性能という意味かと理解します。そのため、言葉の使い方の説明があると理解しやすいかと思いました。	A ↓ D		議題 2： 要求性能 の表現方法
279	国総研 構造・基礎研 10	004・本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.4.1【解説】(6)地質・地盤の要求性能の整理	「地質・地盤の要求性能」という表現は適切でなく、内容とともに見直すべきです。	国では国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、学では地盤工学会「性能設計概念に基づいた基礎構造物等に関する設計原則」で左記のような定義が示されており、具体的構造物基準である道路橋示方書等でも同様である。これらと異なる定義・用語の使い方をするのは混乱を招くと考えられる。	A ↓ D		議題 2： 要求性能 の表現方法

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

議題3：図-7に関する指摘事項（P-35）

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
152	日建連74	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 (2)多様な手法の検討	「大きく分けて、詳細なリスクマネジメントを行う場合と、比較的簡易な地質・地盤リスクマネジメントを行う場合がある」としているが、分ける必要性がないのではないのでしょうか。	「簡易な方法を採用する場合は、…考慮する必要がある」とあるが、いずれの手法においてもリスク可能性の多寡について言及しておく必要があると考えます。	C	「詳細な方法」→「標準的な手法」に変更します。標準的な手法のみで記載する場合、事業規模が小さなもの等の場合、負荷が大きくなるため、簡易な手法を記載することにします。	議題3：図-7の修正
154	国総研構造・基礎研7	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1【解説】 (2)多様な手法の検討	①から④のあとに、⑤として「リスクへの対応方法」を加え、リスクへの対応方法を検討・提案する際にどのような支援・配慮があるか示すべきです。	提示された地質・地盤リスクによっては、計画・設計あるいは施工段階での対応方法の検討・提案が技術的に難しくなる。この課題に対して本書として参考となる方法を示すべきであるため。（例えば、設計技術者・施工技術者にも地質・地盤に関する相応の知識や資格を求めるなど。）	B ↓ C	ご指摘の通り「⑤リスクの対応策の検討方法」を追記します。	議題3：図-7の修正
155	委員・古関先生3	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 図-7	図-7：修正後の図中でRMが定義なしで使われている？		B ↓ C	省略せず「リスクマネジメント」に標記を修正します。	議題3：図-7の修正
156	日建連24	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 図-7	図中に『RM作業』と記載されており、省略語のため、図中に、『RM作業：リスクマネジメント作業』などのように、注記を追加するのが良いと思います。	省略語の解説を追記したほうが、読者の理解が得られやすいと考えたため。	B ↓ C	省略せず「リスクマネジメント」に標記を修正します。	議題3：図-7の修正
157	北陸地整7	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図中の「中央列」と「右端列」の使い分けが不明なため、どのような場合に中央(あるいは右端)とするのかなど、誤解がないよう明確に記載する必要があるのではないか。	・マネージャーは、なぜ中央列に無いのか。 ・「…主観で…」と記載されているが、「客観的に」ではないのか。 等	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3：図-7の修正
158	北陸地整6	004-本文	5.地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 一般 【解説】 (2) P.34	⇒地質調査時に設計会社への同時意見照会が出来ることよい。検討業務だけでは時間がかかる。	・追加調査がある場合、現地の地質技術者と同時進行・検討できるため、解決時間が早まると考えます。	B ↓ D	リスクマネジメント会議が、同時に意見照会できる場と考えています。	議題3：図-7の修正

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
159	日建連 45	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法(2) 多様な手法の検討 p.34	<ul style="list-style-type: none"> ・図-7・実施方法のイメージ例 p.44 図-8 との整合？ ・リスクマネジメント補助業務委託ありきの表現となっているが、必要に応じて委託するのでは ・サブマネジャーが確認とあるが、サブマネジャーを配置しない場合もあるのでは？ 		B ↓ D	図-7は例示であり、全ての方法を示すものではありません。33pの本文中ではリスクの管理方法の例として、「アドバイザー等のアドバイスやチェックリストを参考に事業者が実施」という方法も示されており、「リスクマネジメント補助業務委託ありき」ではありません。44pの図-8でもサブマネジャー等は（必要に応じて委託）としています。	議題3： 図-7の修正
160	日建連 62	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図-7のリスクマネジメント実施方法のイメージ例は、左1列が項目、右2列が質の異なる実施方法（右列が詳細なリスクマネジメント例）という解釈でよろしいでしょうか。	図の意味を理解するのが少し難しいと感じました。左の理解で良ければ、右2列の上に「簡易」「詳細」などの標記をいただけると助かります。	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3： 図-7の修正
161	幹事-近畿地整 30	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.1 (2) 多様な手法の検討	図-7 中央フローと左フローのタイトルは必要ないか 前回は「小規模事業等」と「重要事業等」との記載があった。	イメージ例なので、記載があってもよいのではないか。	B ↓ C	右を標準的な方法の例、中を簡易な方法の例として追記します。	議題3： 図-7の修正
162	全地連 25	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	図-7	注記の「三者（四者）協議、・・・」を「四者（合同）協議、・・・」に修正する。	本ガイドライン（案）では、三者協議を利用しない。現在、実施されている三者協議を区分するため。	B ↓ C	三者会議に統一の上、四者会議としていた箇所は「三者会議への地質・地盤技術者の参画」と修正します。	議題3： 図-7の修正

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

議題4：ワンチームに関する指摘事項（P-43, P-44等）

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
188	建コン31	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (1)関係者の構成と役割 表-3 および関連する本文	①リスク対応について、5.5 リスク対応の記述（用語）とより整合を図ったほうが良いと思います。 （例） 事業者： リスク対応の決定および実施 リスクマネージャー：リスク対応候補の選定←（追加） 地質・地盤技術者： リスク対応策・候補の提案 設計技術者： 設計によるリスク対応策の提案 ②本文においても用語の整合が必要ではないか （例）（3）1）② リスク対応の方法について・・・比較検討し決定する →リスク対応の方法について・・・比較検討しリスク対応を決定する	5.5 ではリスク対応策、対応候補、対応方法の選定、対応の決定、実施というアクションが書かれている一方、表-3 がどれの事を言っているか対応が不明瞭であり、役割分担を巡って混乱がありそうのため。	A ↓ D	チーム体制でリスク特定や分析などを実施するものですので、各担当者の実施内容を記載できないと考えています。	議題4：ワンチームに関する記載
194	幹事-近畿地整34	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (1)	表-3 地質・地盤技術者 「リスクの抽出」→「リスクの抽出・特定」	特定も必要ではないか。	C	ご指摘の通り修正します。	議題4：ワンチームに関する記載
195	幹事-近畿地整35	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5. 3. 2 (1)	表-3 施工技術者 「・・・施工後におけるリスク対応・・・」 →「・・・施工中に実施したリスク対応・・・」	施工後におけるとなると、施工後に実施したリスク対応のように読めるため。	C	ご指摘の通り修正します。	議題4：ワンチームに関する記載
205	日建連49	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】(2)チームとその役割	図-8 ・体制図→マネジメント会議構成図としては ・事業者の体制構築、リスク対応とは？ ・アドバイザーも必要に応じて配置では		B ↓ C	・「関係者の体制と役割の例」に修正します。 ・事業者の内部の体制構築の意です。リスク対応の決定に修正します。 ・「必要に応じて配置」を追記します。	議題4：ワンチームに関する記載
206	北陸地整8	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築【解説】(2) P.44	図-8 地質・地盤リスクマネジメント体制図 ⇒施工段階にならないと詰められないところもあります。受注した（する）施工者の提案もあります。	・意見	D	体制と役割の例示ですので、このままとします。	議題4：ワンチームに関する記載

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
216	建コン49	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 関係者の体制や役割の例	リスクを保有し後段階で効率的に対応する (p65) ことは重要な考え方と認識します。5.3.2の〇〇技術者の役割に示されていると良いと考えます。	5.3.2 には、リスク低減については明示されているが、保有して後段階で効率的に行う概念が読み取りにくい	D	5.3.2 は技術者ごとの役割を記載しているものであり、保有して後段階で対応するという役割を特定の者に示すことができないと考えています。	議題4：ワンチームに関する記載
231	建コン42	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 2) 地質・地盤技術者の体制と主な役割②	リスク対応策提案の役割についてもここで書くべきと思います	<ul style="list-style-type: none"> ・5.5 リスク対応や表-3 との整合 ・誰がリスク対応策を提案するのか、役割が明確に割り振られていない ・業務発注時にこの作業が明記されるべきと考えるため 	D	チーム体制でリスク特定や分析などを実施するものですので、各担当者の実施内容を記載できないと考えています。	議題4：ワンチームに関する記載
236	建コン43	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 (3) 3) 設計技術者の体制と主な役割②	設計者が方針に従って対応を具体化するだけではなく、リスク対応の段階からリスク対応検討チームの一員として等、設計面からのリスク対応策を提案することも示すべきではないでしょうか。	設計者は方針に従って設計する、対応結果を伝達するなど、対応策検討の下流にのみいるかのようであるが、地質・地盤技術者とは別に、設計によって回避する対応策の提案者というポジションもあると考えます	B ↓ C	リスクアセスメント及びリスク対応のプロセスの対応する形で記述を検討します。	議題4：ワンチームに関する記載
312	建コン59	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.5 リスク対応	リスク対応策の案出を行う検討メンバーとして地質・地盤技術者のほか、設計技術者、施工技術者を含めるのが望ましい、とありますが、望ましいのではなく必ず含めるべきではないのでしょうか？	地質・地盤技術者だけの検討では、現実的な対応の実現が困難な場合が多いと考えられます。	B ↓ C	「リスク対応策の案出を行う検討メンバーとして地質・地盤技術者のほか、設計技術者、施工技術者で実施することが望ましい。」に修正します。	議題4：ワンチームに関する記載

修正方針の区分		
A：修正内容について検討・議論が必要なもの	B：修正が必要なものかどうか確認するもの	C：意見通り修正するもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F：参考資料に記述するもの

議題5：関係者の資格要件に関する指摘事項（全体）

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
122	日建連3	004・本文	4. 地質・地盤リスクマネジメントの基本事項	4.2 地質・地盤リスクマネジメントの体制・組織	「地質・地盤リスクに対応するためには地質・地盤やリスクマネジメントに関する専門的な知識が求められることから、これらの専門技術者が参画できるようにする必要があります」とありますが、具体的な経験・実績の条件の記載は必要ないでしょうか？	役割分担にもよりますが、「専門的な知識」をはかる基準は明確にしておいたほうが良いと思われるため。	A ↓ D	事業により状況は異なるため、基準を明確に示すことはできないと考えられるが、例示などができないか要検討	議題5：関係者の資格要件
37	国総研構造・基礎研1	003-本ガイドライン(案)の基本的考え方	本ガイドライン(案)の基本的考え方	(4) 1) 適切な体制の構築	「地質・地盤リスクマネジメントを行うにあたり、適切な専門技術者を参画させる必要がある」とありますが、既にプレイヤーとしている設計技術者や施工技術者に対しても、地質・地盤に関する知識が求められることを書くのがよいです。	リスクへの設計上・施工上の対応を検討・提案することが設計技術者や施工技術者に求められることとなるが、相応の知識がなければ適切な検討・提案ができないため。	A ↓ C	「なお、設計技術者や施工技術者においても地質・地盤に関する知識を持つことが望ましい。」という文章を追記します。	議題5：関係者の資格要件
209	建コン45	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例	設計技術者等には、地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件が必要でしょうか。また、必要となる資格要件はあるのでしょうか。	構造物設計や施工の専門技術者であっても地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件を保有している人材がいない場合もあるため。	D	設計技術者には、地質・地盤リスクマネージャーと同等の資格要件が必要ではありません。設計に関わる資格などがあればよいと考えられます。	議題5：関係者の資格要件
210	日建連5	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築 (3)関係者の体制や役割の例	地質・地盤リスクマネージャーの資格要件はどのように判断するのでしょうか。	技術士のような公的資格保有者が例として挙げられていますが、地質・地盤リスクマネージャーに求められる役割は、相応の経験や高度な判断力が必要であり、単に資格を保有しているだけでは十分ではないと感じたためです。	D	修正によって公的資格を求める記述ではなくなっていますが、資格要件の判断基準を具体的に示すことは難しいと考えます。	議題5：関係者の資格要件
222	日建連25	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	『技術士のうち地質・地盤に関する分野』の記載を、具体的な部門、専門分野を記載した方が良いと思います。	具体的な記載とする方が、読者の理解が得られやすいと考えたため。	D	地質・地盤リスクを扱う前提なので、分野を限定して記載する必要がないと思われるため、このままとします。	議題5：関係者の資格要件
224	日建連71	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 体制の構築	「地質・地盤リスクに詳しいリスクマネージャーまたは…必須とする。」とありますが、「詳しい」ことを客観的に判断する指標（経験年数、資格など）はなにかありますか？	「必須」となっており、一般的な資格保有者等との差別化をどこで図るのか確認したいため。	D	客観的指標を定めることは難しいので、このままとします。	議題5：関係者の資格要件
241	国総研構造・基礎研8	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 【解説】(3) 3)設計技術者の体制と主な役割	「①設計技術者の体制」において、地質・地盤に関する資格を有する技術者が関与することを示すべきです。とくにリスクの高い案件や大規模な事業の場合には、より積極的に関与させるよう記述をするのがよいです。	地質・地盤に関する相応の知識がリスクへの対応を検討・提案する際に必要となりますが、資格を有していれば知識を有していることの裏付けとなるため。	D	設計技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題5：関係者の資格要件

修正方針の区分

A：修正内容について検討・議論が必要なもの
D：修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）

B：修正が必要なものかどうか確認するもの
E：ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）

C：意見通り修正するもの
F：参考資料に記述するもの

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
242	国総研 構造・基礎研 9	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	5.3.2 【解説】(3) 4) 施工技術者の体制と主な役割	「①施工技術者の体制」において、地質・地盤に関する資格を有する技術者が関与することを示すべきです。とくにリスクの高い案件や大規模な事業の場合には、より積極的に関与させるよう記述をするのがよいです。	地質・地盤に関する相応の知識がリスクへの対応を検討・提案する際に必要となりますが、資格を有していれば知識を有していることの裏付けとなるため。	D	施工技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題 5 : 関係者の資格要件
249	関東地整 3	004・本文	5. 地質・地盤リスクマネジメントの実施方法	4) 施工技術者の体制と主な役割 ① 施工技術者の体制	「・・・地質・地盤への影響等を把握できる技術者の配置」とありますが、工事の主任技術者等の資格要件に地質の資格を追加するのでしょうか？		D	施工技術者が地質・地盤に関する知識を持ち、資格を有していることは望ましいですが、現時点でそのような技術者を確保するのは難しいため、そのままの表現とします。今後、ご指摘のような技術者を確保していくことは必要だと考えています。	議題 5 : 関係者の資格要件

修正方針の区分		
A : 修正内容について検討・議論が必要なもの	B : 修正が必要なものかどうか確認するもの	C : 意見通り修正するもの
D : 修正が必要ないもの（記述済み、見解の相違）	E : ガイドラインの対象外（今後対応を検討するもの）	F : 参考資料に記述するもの

議題 6 : 文末の表現に関する指摘事項 (全体)

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
3	幹事・応用地質 4	001-全体			文末の表現方法がわかりにくいと考えます。 ・いいきりの表現 ・～よい ・～望ましい の区分が分かりません。 運輸安全委員会での示し方がよいかどうかは分かりませんが、何らかの解説が必要と考えます。 (参考： http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2019-7-1.pdf 3 ページ目)		B ↓ C	ご指摘の箇所を含め全体の文末、枠書き、解説の記述の趣旨(標準、推奨、例示など)を確認し、修正いたします。	議題 6 : 文末の表現方法
4	幹事・応用地質 5	001-全体			直上の意見に関連して、必ず実施すべきところが、「よい」もしくは「望ましい」となっていると考えます。	例えば ・p53(3) 手法の修正、追加は望ましいのではなく必須と考えます。 ・p54 5.4 見直しも同様に必須と考えます。 ・p58(8) 整理しておくことも必須と考えます。 *いずれも p30 図-6 を成立させるための箇所と考えます。 ・p64 検討メンバーには・・・含めるのが望ましいは、設計、調査、施工が一体であることが、本ガイドラインの趣旨と考えます。 *地質・地盤技術者の一部の方は、施工時のトラブルに精通していません。 他の箇所にも同様の指摘部分がありますが、ここでは見直すべきと感じたか箇所を例として示しました。	B ↓ C	ご指摘の箇所を含め全体の文末、枠書き、解説の記述の趣旨(標準、推奨、例示など)を確認し、修正いたします。	議題 6 : 文末の表現方法

6

議題 7 : 法制度との整合に関する指摘事項 (P-70)

番号	意見者	該当箇所			意見	理由	修正方針	修正案	確認事項
		区分	章	節					
355	国総研河川・大規模研 15	005-今後の取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み	地質・地盤リスクマネジメント体系と技術の向上への取り組み (4)その他諸制度との整合	法制度等との整合を「取り組み」として記載するのは、本ガイドラインの適用対象となる事業者等として違和感を感じるのではないのでしょうか？	公共事業の関連法・制度を所管する国交省自身が発出するガイドライン案であるため。	B ↓ C	「取り組み」、「整合」等の用語の使い方を検討し適切に修正します。	議題 7 : 法制度との整合

修正方針の区分		
A : 修正内容について検討・議論が必要なもの	B : 修正が必要なものかどうか確認するもの	C : 意見通り修正するもの
D : 修正が必要ないもの (記述済み、見解の相違)	E : ガイドラインの対象外 (今後対応を検討するもの)	F : 参考資料に記述するもの